

広島県告示第五百九十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和四年八月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

江田島市

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
令和四年一〇月三日	午前一〇時三〇分～午後〇時 午後一時三〇分～午後三時	切串公民館 宮ノ原交流プラザ
令和四年一〇月四日	午前一〇時三〇分～午後三時	大須コミュニティホーム
令和四年一〇月五日	午前一〇時～午後〇時三〇分 午後一時三〇分～午後三時	呉農業協同組合三高支店 江田島市役所津久茂出張所
令和四年一〇月六日	午前一〇時三〇分～午後三時	江田島市民センター
令和四年一〇月七日	午前一〇時三〇分～午後三時	能美市民センター（屯所隣）
令和四年一〇月一日	午前一〇時三〇分～午後三時	呉農業協同組合大古支店

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
令和四年一〇月三日～ 令和五年三月三十一日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会